

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務をそれぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

委託する公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市吉川二丁目一番地一 吉川市 吉川市長 中原 恵人	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日ま